

## 高知県立牧野植物園 画像資料利用規程

### (目的)

第1条 高知県立牧野植物園所蔵画像資料（以下、「画像資料」という）の利用を円滑に行うためにこの規程を定める。ただし、学術、研究、教育、高知県立牧野植物園に係る報道等を目的とする場合であり、かつ高知県立牧野植物園の指定管理者である公益財団法人高知県牧野記念財団（以下「財団」という）が認めた場合は、本規程の適用から除外する。

### (定義)

第2条 この規程において「画像資料」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 当園所蔵の植物図、写真および画像、動画のデータ
- (2) 当園所蔵の植物標本のスキャンデータ
- (3) 当園のロゴマーク
- (4) その他、財団が「画像資料」と認めたもの

### (利用の申請)

第3条 画像資料を利用しようとする者（以下、「利用者」という）は、別記第1号様式による利用許可申請書を、財団の理事長に提出しなければならない。

2 一目的につき1件の申請とする。

### (利用の許可)

第4条 財団の理事長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは別記第2号様式による利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知する。

2 利用目的が公序良俗に反する場合や、高知県立牧野植物園及び牧野富太郎のイメージを損なうと判断されるものについては利用の許可を行わない。

### (利用の条件)

第5条 画像資料の利用にあたっては、次の条件を付す。

- (1) 画像資料の転送や保管に要する経費など、利用に伴うすべての経費は、利用者の負担とする。

- (2) 掲載の際は高知県立牧野植物園所蔵であることを明記する。また、許可なく複製することを禁止する旨を明記する。
- (3) 原則として画像資料の改変は認めない。ただし、利用目的により改変が必要な場合は、事前に財団の理事長の許可を得ること。
- (4) 申請内容との相違確認のため、作製（作成）前に最終見本を提出する。
- (5) 企画・デザイン案の変更があった場合は速やかに連絡する。
- (6) 掲載誌及び商品などの成果物は、2部提出する。
- (7) 申請目的以外の利用をしない。
- (8) 申請目的で利用した後は、データを消去する。

2 前項に掲げるもののほか、必要があると認めた条件を付す場合がある。

#### （利用の種類）

第6条 利用の種類については別表1のとおりとする。

#### （利用料金）

第7条 利用料金については別表1に定めるとおりとする。

- 2 利用料金は財団指定の銀行口座へ事前に支払うものとする。
- 3 一度収納した料金は、原則として返金しない。
- 4 別表1に定めのないものについては、別途協議する。

#### （利用料金の免除）

第8条 次の要件に該当する場合は利用料金を免除する。

- (1) 高知県立牧野植物園の広報に寄与すると考えられる場合
- (2) 公益目的（非営利の事業に限る）で利用する場合

#### （利用の形式）

第9条 画像資料の提供形式は、利用者と財団が協議の上、決定する。

#### （利用の停止）

第10条 第5条に規定する利用条件に反した利用者には、画像資料の利用を停止することがある。

- 2 利用承認の範囲を超えた利用、不正利用などについては、損害賠償を請求

する場合がある。

3 利用の停止により生じた損害については、財団はその責任を負わない。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 30 日から施行する。